

生駒市規則第 2 1 号

生駒市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 2 年 8 月 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市自転車等放置防止条例施行規則（平成 5 年 7 月生駒市規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

（自転車等の売却の対象）

第 9 条 条例第 1 4 条第 3 項の規定により保管した自転車等を売却する場合における売却の対象は、古物営業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項の規定による古物営業の許可を受けている者で、かつ、財団法人日本車両検査協会が認定する自転車技士若しくは自転車組立整備士若しくは財団法人日本交通管理技術協会が認定する自転車安全整備士の資格を有し、又はその使用人（法人にあっては、役員を含む。）がこれらの資格を有するものとする。

別表及び様式第 3 号中「1, 5 0 0 円」を「3, 0 0 0 円」に、「2, 0 0 0 円」を「4, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市自転車等放置防止条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に移送する自転車等について適用し、同日前に移送した自転車等に

については、なお従前の例による。